

# 公益財団法人ニッポンドットコム定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人ニッポンドットコムと称し、英文では Nippon Communications Foundation (略称 NCF) と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、我が国の政治、経済、社会及び文化等を広く海外のオピニオンリーダーに情報発信することにより対日理解の促進を図るとともに、我が国の学術研究に関する国際的な人材育成を図ることで、これらの分野の発展に寄与し、国際相互理解の促進を目的とし、その目的に資するため次の事業をおこなう。

(1) 我が国の政治、経済、社会及び文化に関する情報を各国の言語で翻訳し発信する事業

(2) 放送・編集設備の貸与及びコンテンツの制作・編集・管理・提供

(3) 翻訳、編集、印刷物の制作

(4) 前各号に附帯関連する一切の事業

2 前項の各事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第2章 財産及び会計

(事業年度及び事業計画・決算等)

第5条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

- 2 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（定款第15条に規定する代表理事をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類について定時評議員会に提出して、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 5 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第3章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

（評議員）

第6条 当法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

（選任及び解任）

第7条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会が推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
- (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（任期）

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第9条 評議員には、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

## 第2節 評議員会

(権限)

第10条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第11条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第12条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

## 第4章 役員及び理事会

## 第1節 役員

(役員)

第15条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上8名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、2名以内を「一般法人法」第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 第2項で選定された業務執行理事は、常務理事に就任する。
- 5 当法人の理事のうちには、理事のいずれか一人とその配偶者又は3親等内の親族その他特殊な関係にある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 当法人の理事には、当法人又はその子法人の理事（親族その他特殊な関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊な関係がある者を含む）並びに当法人又はその子法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(理事の職務・権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長、常務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 5 理事長、常務理事は、毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時評議員会の終了の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

- 第19条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。
- 2 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
  - 3 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第20条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。
  - 3 前2項に関し、必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(役員 の 損害賠償責任の一部免除)

- 第21条 当法人は、理事会の決議によって理事及び監事の一般法人法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 当法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事（以下、「非業務執行理事等」という。）との間で一般法人法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を非業務執行理事等と締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般法人法第198条において準用する第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

## 第2節 理事会

(権限)

- 第22条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第23条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

- 2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第24条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第25条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

## 第5章 定款の変更及び解散、清算

(定款の変更)

第27条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

- 2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第28条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の

不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第29条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第30条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第6章 事務局

(設置等)

第31条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第7章 その他

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第32条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 東京都世田谷区上野毛3丁目23番1-511号

設立者 原野城治

拠出財産及びその価額 現金 300万円

(設立時評議員)

第33条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 谷内正太郎 白石隆 高階秀爾 羽生次郎 手嶋龍一

(設立時役員)

第34条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 原野城治 山崎恵理子 ダーフィー ピーター ラッセル

近藤久嗣 吹浦忠正 河野通和 谷口智彦

設立時代表理事 原野城治

設立時監事 林正巳

(法令の準拠)

第35条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

1 この定款の一部変更は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

1 この定款の一部変更は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

1 この定款の一部変更は、平成28年6月29日から施行する。

附 則

1 この定款の一部変更は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

1 この定款の一部変更は、平成29年9月28日から施行する。

附 則

1 この定款の一部変更は、変更後の第28条の規定を除き、平成30年3月1日から施行する。定款第28条の規定は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けることを停止条件として施行する。

附 則

- 1 この定款の一部変更は、令和 2 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この定款の一部変更は、令和 4 年 6 月 29 日から施行する。